

令和 4 年 1 月 27 日 開催

令 和 4 年

第 1 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和4年第1回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月27日（木）開会 14:00 閉会 14:30

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	大 槻 實 男	4 番	川 村 稔
1 番	西 浦 克 彦	6 番	佐 藤 勉
2 番	立 藏 義 春	7 番	近 江 政 夫
3 番	八 戸 千 修	8 番	山 田 美 代 子
		9 番	菅 原 秀 樹

以上9名

4 事務局出席者

事務局長	松 浦 真 人	主 査	河 合 直 樹
事務局次長	鶴 噴 誠	主任主事	松 木 あゆみ
農地課長	加 藤 秀 紀		

以上5名

5 付議事項

議案第1号	土地の現況証明書の交付について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第4号	農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について
議案第5号	農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）について
議案第6号	令和5年度農業政策と予算に関する要望について
報告第1号	会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）
報告第2号	農地賃借料情報の更新について

14:00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和4年第1回農業委員会総会を開会いたします。

まず、はじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員は御起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご御着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案6件、報告2件、計8件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、8番山田委員、9番菅原委員の両名を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

次に日程第2議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鶴喰次長）

議案書の4ページをご覧願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。

5ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1,417平方メートル、都市計画区域は、区域外でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて1月20日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続いて、6ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、617平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて1月20日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、4番川村委員から、ご報告願います。

4番（川村委員）

議案第1号、土地の現況証明書の交付について、番号1および番号2に係る現地調査結果ですが、この案件について、山田委員、菅原委員と私を合わせた農業委員3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は20年以上耕作されていなかったことから、笹や雑木が繁茂しており、原野状態がありました。

番号2について、申請地は通路となっており、形状も細長い雑種地状態がありました。

のことから、番号1および番号2について農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鶴喰次長）

議案書の7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、1件の所有権移転の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

8ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計55,373平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、9ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、4番川村委員からご報告願います。

4番（川村委員）

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について番号1に係る現地調査結果ですが、この案件について、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私がご報告いたします。

番号1について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号の調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員からご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これよりただいま議題となっております議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鶴喰次長）

議案書の10ページをご覧願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第5条の規定により、農地転用許可申請書の提出が1件あったことから、審議を求めるものでございます。

11ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は、6、717平方メートル、農地区分は第2種農地でございます。

権利の種類は所有権、計画内容は、店舗・自動車修理工場の建設および駐車場等の造成となっており、所有者および転用者は、記載のとおりでございます。

転用理由についてですが、当初、この土地については、所有者が、本転用事業の許可を受けておりましたが、物件等のリース先のカーディーラーから、新型コロナウイルス感染症まん延による事業の低迷を理由に計画の中止の申し出があり、建設工事が見送りとなったところであります。

このため、所有者は、リース収入の見込みがなくなり、転用事業の履行が困難になったところであります。その後、本転用事業の履行が可能な業者を探す中で、本転用者が引き継ぐこととなり、許可権者である北海道知事より、事業計画の変更について承認を受けたことから、このたび、本申請に至ったものでございます。

なお12ページが箇所図、13ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果についてご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、4番川村委員からご報告願います。

4番（川村委員）

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、番号1にかかる予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は、前回、令和2年9月に現所有者が転用許可を受けた内容と同様であることを、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

次に、日程第5議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本件にかかわって、西浦委員が農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで議事の流れですが西浦委員に退室いただき、審議したいと考えております。このような進め方でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、そのように進めさせていただきます。

西浦委員はご退室願います。

（西浦 委員 退室）

議長（大槻会長）

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鶴喰次長）

議案書の14ページをご覧願います。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった、所有権移転1件の農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

15ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は4筆合計8,169平方メートル、譲渡人、譲受人は、記載のとおりでございます。

権利の種類は所有権（贈与）、利用目的は畑、所有権の移転時期および引渡しの時期は令和4年2月1日、申請理由は、譲渡人が生前贈与、譲受人が経営の拡大となっております。

なおこのページの下段が箇所図、16ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、4番川村委員からご報告願います。

4番（川村委員）

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決

定について、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について農地の所有権移転に対する判断基準の要件について申請書に基づき、資料を確認し、譲渡人および譲受人の経営状況や農地の効率的な利用について事務局から説明を受け審査し、調査委員3人が確認判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。
西浦委員は入室願います。

（西浦委員着席）

議長（大槻会長）

次に、日程第6議案第5号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積下限面積について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鶴喰次長）

議案書の17ページをご覧願います。

議案第5号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）について」をご説明申し上げます。

本件は、農林水産省通知に基づき、本市で定めている「別段の面積」いわゆる下限面積の設定または修正の必要性について判断するもので、昨年12月23日に開催された合同会議での協議を踏まえ、最終決定するものでございます。

18ページをお開き願います。

こちらは、別段の面積の（案）であります、内容につきましては、合同会議の協議結果と同様に「現行の別段の面積50アールの修正は行わない」としております。

なお19ページ、20ページは、別段の面積に係る資料ですが、合同会議の中で説明させていただきましたので割愛させていただきます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、この（案）について各委員から、何かご意見などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）について」を採決いたします。

お諮りいたします。

別段の面積については、現行のとおり、函館市全域において「50アール」とし、修正を行わないことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、修正を行わないことに決定いたしました。

なお、本日の結果につきましては、農業委員会のホームページの更新を行い公表いたしますので、ご承知おき願います。

次に、日程第7議案第6号「令和5年度農業政策と予算に関する要望について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（鶴喰次長）

議案書の21ページをご覧願います。

議案第6号「令和5年度農業政策と予算に関する要望について」をご説明申し上げます。

本件も、昨年12月の合同会議での協議を踏まえ、最終決定するものでございます。22ページをお開き願います。

こちらは、要望のかがみであります、23ページから27ページまでが要望となっております。

この要望につきましては、渡島地方農業委員会連合会へ報告し、同連合会にて管内の要望の取りまとめを行ったのち、北海道農業会議へ報告することとなっております。

また、北海道農業会議は、北海道内の要望の取りまとめを行い、最終的に国へ要請書を提出することとなっております。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

それでは、この要望案について各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第6号「令和5年度農業政策と予算に関する要望について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

なお、この決定をもって、渡島地方農業委員会連合会へ報告いたします。

次に、日程第8報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（鶴喰次長）

議案書の28ページをご覧願います。

報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

29ページをお開き願います。

このページの番号1から30ページの番号2まで区域外2件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第9報告第2号「函館市農地賃借料情報の更新について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（鶴喰次長）

議案書の31ページをご覧願います。

報告第2号「函館市農地賃借料情報の更新について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成29年1月から令和3年12月までの5年間の農地賃借実

績に基づき、農地法第52条に基づく函館市農地賃借料情報を更新したので報告するものでございます。

32ページをお開き願います。

表の上段が「田の部」、下段が「畠の部」となっております、直近5年間で公告された10アールあたりの賃借料水準でございます。

はじめに、「田の部」についてでございますが、旧函館地区、旧亀田地区のそれぞれの平均額、最高額、最低額は記載のとおりとなっております。

函館市全域の平均額は5,700円となっております。

次に「畠の部」についてでございますが、旧函館地区、旧亀田地区、旧錢亀沢地区のそれぞれの平均額、最高額、最低額は記載のとおりとなっております、函館市全域の平均額は7,100円となっております。

33ページをお開き願います。

こちらは、これまでに公表した過去5年における賃借料水準の推移となっており、表の一番右側の列の「平成29年から令和3年」の数値が前ページの平均額の数値と一致しております。

また、カッコ書きが前回比となっておりまして「田の部」における函館市全域平均の前回比は95%、「畠の部」は104%となっております。

なお、当該情報につきましては、すでに、ホームページにて公表しておりますので、ご承知おき願います。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員からなに何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、2点お話をございます。

まず、1点目ですが、次回の総会は、2月24日木曜日午後2時から市役所8階第2会議室において開催いたします。

また、議案の締切日は、2月4日金曜日となっております。

続いて、2点目ですが、次回総会の現地調査日は、2月17日木曜日午後1時からとなります。

それでは、2月の現地調査委員を指名いたします。

1番西浦委員、2番立藏委員、6番佐藤委員、以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

14:30 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 山田美代子

署名委員 菅原秀樹